

令和6年2月15日  
文化庁宗務課

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特定並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特定並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準案」について、令和6年1月4日から令和6年2月3日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 3,575 件の御意見をいただきました。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（特例法）に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準案に関するパブリックコメント

## 主なご意見概要とご意見に対する考え方

### 1. 全体を通じてのご意見

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
1	見込み、見込まれるといった文章が多く、被害者の定義が曖昧である。被害者だけでなく、特定団体の行いに関しても不確定な表現が多い。日本は法治国家であり、証拠が大事なはず。問題となっているからこそ、厳格な基準に基づき手順を通してほしい。	<p>基準案については、指定の処分が恣意的なものとならないよう、特例法の立法趣旨を踏まえ、その運用の一般的な基準を可能な限り明確化したものです。</p> <p>指定の判断に当たっては個別の事案に応じて具体的に検討すべき点も多く、基準段階での詳細な定めには限界もありますが、指定を行う場合には、行政手続法等に則り適正な手続を進め、処分の公正を期してまいります。</p>
2	基準において、透明性を確保し、濫用を防ぐための明確なガイドラインを導入することが不可欠である。特に、宗教法人の指定においては、客観的かつ公正な基準に基づいた審査を実施し、恣意的な運用を排除することが求められる。	<p>基準案については、指定の処分が恣意的なものとならないよう、特例法の立法趣旨を踏まえ、その運用の一般的な基準を可能な限り明確化したものです。</p> <p>指定の判断に当たっては個別の事案に応じて具体的に検討すべき点も多く、基準段階での詳細な定めには限界もありますが、指定を行う場合には、行政手続法等に則り適正な手続を進め、処分の公正を期してまいります。</p>

### 2. 指定宗教法人の指定（特例法第7条）に関するご意見

#### 【特例法第7条第1項第1号の要件】

#### (1) 「特定不法行為等に係る被害者」の定義及び認定基準が曖昧であるとのことのご意見について

##### ① 「特定不法行為等」について、刑事事件になったものに限定すべきであるなどのご意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
3	これまで解散請求に至った宗教法人は、いずれも教祖や教団幹部による刑事事件が前提であったことを踏まえると、刑法違反があったことを指定基準にする方が妥当と考える。	<p>特例法においては、不法行為の内容を刑法違反等に限定することなく、「特定解散命令請求の原因となった不法行為、契約申込み等の取消の理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるもの」を「特定不法行為等」と定義しています。</p> <p>このため、基準案においても、特例法の定義に基づき、特定不法行為の内容につき、刑事事件に限るなどの限定を加えることなく、「特定不法行為等」の基準を示しています。</p>

<p>4 民法の不法行為に基づくものは消費者契約法に違反するものとして対応すべき。特定不法行為等のなかで、民法の不法行為に基づくものは排除し、刑事事件になったものについて対象にすべきである。</p>	<p>特例法においては、いずれの違法行為であるかを問わず、「特定解散命令請求の原因となった不法行為、契約申込み等の取消の理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるもの」を「特定不法行為等」と定義しています。</p> <p>このため、基準案においても、特例法の定義に基づき、特定不法行為の内容につき、刑事事件に限るなどの限定を加えることなく、「特定不法行為等」の基準を示しています。</p>
---	--

②被害者の定義、範囲が曖昧であるなどのご意見について

主なご意見概要	ご意見に対する考え方
<p>5 基準案のままでは、被害を訴える者は、全て被害者に該当することになりかねない。悪意を持ち、虚偽・架空の被害を訴えても被害者になる。第三者も含む可能性がある。</p>	<p>特例法に基づく指定宗教法人の指定は、裁判等により、被害者が特定不法行為等に関して法律上の権利を有することが確定する前に、その迅速かつ円滑な救済を図るべく行うものであることから、特定不法行為等に関し、法律上の権利を有し得る者も「被害者」に当たるとしたものです。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
<p>6 「『特定不法行為等に係る被害者』は、特定不法行為等に関し、法律上の権利（例えば損害賠償請求権など）を有する、又は有し得る者である」とあるが、「有し得る者」の定義が曖昧過ぎる。当法律で利益を得る全ての国民が「有し得る者」と解釈されるおそれがある。何ををもって「有し得る者」となるのかを明確に記述すべき。</p>	<p>基準はできるだけ明確であるべきですが、一方で、個別具体的な事案に対応する必要もあり、何ををもって「有し得る者」となるのかを明確に記載するのは困難であると考えております。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
<p>7 現時点で請求を行う意向がないものも特例法上の被害者に含めるのがおかしい。</p>	<p>本基準案では、「賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者」も含め、被害者に該当するとするものであり、賠償請求等を行う意向がない者を被害者に含めるものではありません。</p>
<p>8 被害者の定義があいまいであり、現時点での被害者なのか、それとも既に解決済み（和解済み）の被害者なのかが明確でない。その結果、既に解決済みの被害者も含まれてしまうことで、被害者となる人たちが膨大に膨れ上がる懸念がある。</p>	<p>本基準案では、特定不法行為等に関し、法律上の権利を有する、又は有し得る者を特定不法行為等に係る被害者とするものであり、既に損害賠償金等が全額支払われるなどして法律上の権利を有しなくなった者を含めるものではありません。</p>

<p>9 「被害者」の定義に、問題ありと考える。「賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者も含め」となっており、これだと極端に言うと全国民が対象になりえる。</p>	<p>本基準案の「被害者」は、特定不法行為等に関し、法律上の権利を有する、又は有し得る者であることを前提としており、例えば、特定不法行為等とは無関係に賠償請求等を行う意向を有する者等を「被害者」とするものではなく、全国民を対象とするものでもありません。</p> <p>また、本基準案においては、特例法が当該宗教法人から特例不法行為等を受けた各被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としていることから、「被害者」の認定に当たって、現時点で賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者を排除するのは相当ではないとの考えから定めたものです。</p>
<p>10 被害者の親族が請求を行っているものが多数ある。本人からの請求でない場合は、被害者に含めるべきではない。</p>	<p>「特定不法行為等に係る被害」は、「特定不法行為等」の対象となった者に対してだけ生じるものではなく、その家族にも生じる場合もあるので、家族を排除することはしていません。</p>
<p>11 被害者について、権利を有し得る者という表現があるが、曖昧でわからない。もう少し具体的に表してほしい。</p>	<p>特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為又はこれらと同種の行為により、損害賠償等の法律上の権利を有する可能性がある者が想定されています。</p>
<p>12 何年前まで遡っての被害のことを想定しているのか。除斥期間が経過し、既に債権が存在しない者は「特定不法行為等に係る被害者」でないとしないと收拾がつかなくなる。少なくとも民法の基準を超えるのは法を濫用している。</p>	<p>本基準案の「被害者」は法律上の権利を有し、又は有し得る者としており、御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>
<p>13 「被害者」について、法律上の権利を「有し得る者」を含めることに賛成である。民事訴訟で権利が確定しないうちは「被害者」と言えないとした場合、確定に年単位の期間がかかり、解散命令までに指定を行えなくなってしまう。法律上の権利を有し得る者であれば、対象宗教法人の財産に関心を寄せ、財産状況によっては民事保全等の手続きを講ずることとなるため、権利を「有し得る者」も、指定に当たっては「被害者」として扱うべき。</p>	<p>本基準案の「被害者」は法律上の権利を有し、又は有し得る者としており、御指摘の意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>14 賠償請求等を行う意向が未確定の者も「被害者」に該当することとするに賛成である。将来において賠償請求等を行う可能性がある以上、このような被害者の存在も含めて、指定宗教法人への指定を検討する必要がある。</p>	<p>本基準案の「被害者」は法律上の権利を有し、又は有し得る者としており、御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>

③特例法第2条第1項第2号所定の「これらと同種の行為」についての意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
15	「これらと同種の行為に係る被害者」の定義が曖昧であり拡大解釈を生む素地となりかねない。 「同種」とはどのようなことを言うのか明確にしてほしい。	同種の行為とは、特定解散命令請求等の原因となった行為等と同種の行為です。基準はできるだけ明確であるべきですが、一方で、個別具体的な事案に対応する必要もあり、何をもって「同種の行為」となるのかを明確に記載するのは困難であると考えております。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。
16	「同種の行為」に係る被害者も「被害者」に含まれることすることに賛成である。解散命令請求の審理を迅速に進めるため、所轄庁等の請求者が、全ての行為を請求の原因として取り上げないことも想定されるが、取り上げられなかった「同種の行為」の被害者も、損害賠償請求権等の法律上の権利を有し得ることには何ら変わりはない。組織的、継続的に特定不法行為等が行われていた場合には、潜在的な被害者が相当多数存在することが推認され、指定宗教法人の指定がなされなければ、潜在的被害者を救済できない。	御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。

(2)被害者を認定する際の基準が曖昧であるとのことのご意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
17	「被害者」かどうかをどのように特定するのか？	特例法は、「特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること」等の要件を満たした場合に当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができるとするもので、個々の被害者を特定することは要求していません。
18	被害者といわれる方の実態確認がどのようにされているのか。	指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。
19	そもそも被害がどのように認定されるのか、被害の認定基準がわからない。何を以って被害というのか。	ここでの「被害者」とは、特定解散命令請求等の原因となった行為に係る被害者と、これらと同種の行為に係る被害者の双方が含まれます。

(3)被害者が「相当多数存在すると見込まれること」（特例法第7条第1項第1号）の認定基準が曖昧であるとのことのご意見について

①「相当多数」に当たる人数が曖昧とのことのご意見について

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
20	どの程度の人数があれば「相当多数」と認められるかについて、「個別具体的に判断する」とされているが、誰が、どのような基準で判断するのが明記されていない。所轄庁等は癒着のおそれがあり、客観的に判断できる能力がないので、「対象宗教法人と無関係である人・機関（第三者）」が、客観的に判断するものとして、その旨を基準に加えるべき。	特例法は、「所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該宗教法人を指定宗教法人として指定することができる」と定めており、「被害者が相当多数存在すると見込まれること」との要件も、所轄庁において判断することとされています。

21	<p>「一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、『相当多数存在する』に該当することとなる」とあるが、一般常識的に「数十人」を相当多数とは言わないと思う。</p>	<p>「相当多数」との文言は消費者裁判手続特例法においても用いられており、同法の運用では「相当多数」について「一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになる」とされています。これを参考にしつつ、本基準案においても、個々の事案に即して個別具体的に判断するとした上で、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなるとしたものです。</p>
22	<p>「相当多数」を「数十人程度」とした客観的な根拠を示すべき。基準案のままでは、世界平和統一家庭連合に当てはまる数字を後付けで決めていると言われても仕方がない。</p>	<p>「相当多数」との文言は消費者裁判手続特例法においても用いられており、同法の運用では「相当多数」について「一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになる」とされています。これを参考にしつつ、本基準案においても、個々の事案に即して個別具体的に判断するとした上で、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなるとしたものです。</p>
23	<p>「相談やその他の情報」から判断してよいとなると、例えば、該当団体に敵意を持ったものが、被害者を偽装して、相談や情報を数十出ただけで、指定宗教法人に指定されてしまうのではないか。</p>	<p>特例法は、「所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該宗教法人を指定宗教法人として指定することができる」と定めており、指定宗教法人の指定に当たっては、「被害者が相当多数存在すると見込まれること」との要件も、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
24	<p>「一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば相当多数存在する」に該当するものとするに賛成である。もっとも、個々の被害者の損害額が大きい場合には、より少ない人数でも「相当多数存在する」と評価すべきである。</p>	<p>「相当多数」との文言は消費者裁判手続特例法においても用いられており、同法の運用では「相当多数」について「一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになる」とされています。これを参考にしつつ、本基準案においても、個々の事案に即して個別具体的に判断するとした上で、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなるとしたものです。御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>

**②被害者が相当多数存在する「見込み」の判断基準が曖昧とのご意見について**

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
25	<p>「見込まれる」については曖昧な可能性でなく、例えば「具体的に訴訟として取り扱われている数の2倍を想定して見込む」、「該当宗教法人が敗訴となった件数の4倍を見込む」といった具体的な数字が必要と考える。</p>	<p>特例法に基づく指定宗教法人の指定は、裁判等により、被害者が特定不法行為等に関して法律上の権利を有することが確定する前に、その迅速かつ円滑な救済を図るべく行うものであることから、「見込まれる」の範囲を限定するのは相当ではないと考えております。</p> <p>指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>

26 相当多数存在する「見込み」の判断について、基準では、被害者の特定よりも可能性に重きを置く表現ととれ誤解を生じさせる。明確な基準をつくるべき。	基準はできるだけ明確であるべきですが、一方で、個別具体的な事案に対応する必要もあり、どのような場合に「見込まれる」といえるのかを明確に記載するのは困難であると考えております。指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。
27 「見込み」について、行政機関等への相談等の情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性を確認すれば足りるものとするに賛成である。様々な要因で容易に損害賠償請求等をできない被害者も相当高い割合で存在しており、行政等への相談状況など多角的な視点から被害実態を把握する必要がある。	御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。

### 【特例法第7条第1項第2号の要件】

#### (4)「対象法人の財産処分及び管理の状況を把握する必要があること」の判断基準が曖昧である とのご意見について

主なご意見概要	ご意見に対する考え方
28 「第7条第1項第2号の要件」の判断基準が形骸化している。「特例法の趣旨に鑑みれば、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなる」ということは、同2号を独立して判断していない。「財産状況への関心が生じる原因がないような状況にあると考えられる場合」は要件に当たらないと、例外的に判断しているが、どのような根拠に基づいて判断するのか不明である。要件に該当しないものを例外的に判断するのではなく、むしろ「どのような場合、根拠によって要件を満たす」と基準を定めるのが自然である。 「財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められる」とはどのような場合か、客観的な根拠に基づいて判断されるべきである。指定宗教法人に対しては財産権等の制限等が行われるものであり、形骸化した判断基準による恣意的な運用ができてはならない。したがって「財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められる」と判断するときの根拠を客観的に示して定義するべきである。	特例法に基づく指定宗教法人としての指定制度は、解散命令請求等がなされた宗教法人の財産把握の必要性に基づき運用されるものと考えられるところ、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるにもかかわらず、当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要性が否定される場合は、限定的だと考えられます。そこで、本基準案においては、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなるとする一方、対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況にあると考えられる場合には、財産処分・管理の状況の把握の必要がないものとしたものです。 指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。

<p>29 指定宗教法人の指定について、「当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること」（特例法第7条第1項第2号）の定義が不明確である。運用基準案では、特例法第7条第1項第1号の要件を繰り返しているだけで、第2号としては何も規定していないのと等しい結果となる。特例法第7条第1項第1号とは異なる視点で、なぜ「財産の処分及び管理の状況を把握する必要があるのか、即ち把握しなければ著しい損害が発生する緊急かつ必要な措置であること」の理由が、何も規定されていない。このような空文的な運用基準案は、もはや「基準」とは言い難く、今後同様の事案が提起された時に、宗教法人の私有財産権、ひいては信教の自由を侵害する悪例を残すことになる。まずは、なぜ財産把握の必要性があるのか、客観的な理由を示すべきと考える。</p>	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としており、この目的に照らせば、特定解散命令等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなります。その判断については、個別具体的な事案に対応する必要もあり、基準として明確に記載するのは困難であると考えております。</p> <p>指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
<p>30 「対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況」とはどのような状況かを、基準上で明らかにすべき。</p>	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としており、この目的に照らせば、特定解散命令等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなります。その判断については、個別具体的な事案に対応する必要もあり、基準として明確に記載するのは困難であると考えております。</p> <p>指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>
<p>31 特定解散命令請求等がなされ、かつ、被害者が相当多数存在することが見込まれる場合には、一般的に財産処分・管理状況の把握が必要であるとす る基準案に賛成である。そのような場合には、財産隠匿行為が行われる危険性が高く、かつ、財産保全の必要性も高い以上、把握が必要不可欠である。</p>	<p>御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>
<p>32 いずれの面から見ても、対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況にある場合には、特例法第7条第1項第2号の要件に該当しないとされている。しかしながら、組織的、継続的に特定不法行為等が行われている場合には潜在的被害者が多数存在することとなり、被害者により更なる賠償請求等が行われる見込みの有無や程度については、慎重に検討する必要があり、安易に更なる賠償請求等が行われる見込みがないと判断することは許されない。</p>	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としており、この目的に照らせば、特定解散命令等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなります。その判断については、個別具体的な事案に対応する必要もあり、所轄庁において、適切に判断してまいります。</p>

### 3. 特別指定宗教法人の指定（特例法第12条）に関するご意見

#### 【特例法第12条第1項第2号の要件】

主なご意見概要	ご意見に対する考え方
<p>33 「財産の隠匿・散逸のおそれがあること」とは具体的にどういうことを指すのか不明である。固定資産と流動資産の比率の変動や、財産移転の状況が具体的にどういう状況であった場合に該当するのかを明確にされたい。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなりますが、個別具体的な事案に対応する必要もあり、その詳細を明確に記載するのは困難であると考えております。もっとも、基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としており、所轄庁において、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>
<p>34 「保有財産を減少させる行為や、海外へ移転する行為、財産の流動性を高める行為が、現に行われ、又は行われようとしている場合」には、財産隠匿・散逸の蓋然性が認められ得るとしているが、具体的な判断基準は全く示されていない。これでは、少しでも財産を処分するなどの財産権行使を行えば、直ちに特別指定宗教法人に指定することが可能となってしまう、信教の自由を侵害するおそれのある規定である。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなりますが、個別具体的な事案に対応する必要もあり、その詳細を明確に記載するのは困難であると考えております。もっとも、基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としていることから、当該宗教法人が海外送金等を行った場合でも、所轄庁において、その目的、額、態様等に加え、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>
<p>35 「一定の蓋然性」とは、その程度が不明である。単なる蓋然性と異なるのであればその意味を明確にすべきである。もっとも、信教の自由の重要性及び特例法の効果の強力さを踏まえれば、「一定の蓋然性」とあるのは「蓋然性」に修正するのが相当である。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなります。基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としておりますが、これは立法時の議論を踏まえ、基準案に盛り込んだものです。いずれにしても、所轄庁において、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>

<p>36 資産の海外移転について、国際的な宗教団体では、海外宣教の為に資産が海外に動くのは当然の事であり、このことは立派な宗教行為である。この宗教行為を「資産の海外移転」ととらえるのは、信教の自由に抵触するのではないか。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなりますが、個別具体的な事案に対応する必要もあり、その詳細を明確に記載するのは困難であると考えております。もっとも、基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としていることから、当該宗教法人が海外送金を行った場合でも、所轄庁において、その目的、額、態様等に加え、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>
<p>37 財産隠匿・散逸の「おそれ」について、実際に財産の隠匿等の処分がなされることまで必要としないことに賛成である。ただし、財産の隠匿等の処分について、抽象的なおそれでは足りず、一定の蓋然性が必要とされている点については、解散命令請求が行われている場合には財産隠匿等のおそれが一般的に高いこと等や、当該対象宗教法人における過去の財産処分・管理状況等に係る事情を十分考慮して蓋然性を判断しなければならないと考えられ、この点も明記すべきである。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合し、財産の隠匿・散逸のおそれにつき、一定の蓋然性があるかどうかを判断していくこととなるため、個別具体的な事案に対応する必要もあり、その詳細を明確に記載するのは困難であると考えております。指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>
<p>38 財産隠匿・散逸の「おそれ」として、具体的なおそれないし高度の蓋然性まで必要とすることになれば、特別指定宗教法人の指定が容易でなくなり、「被害者の迅速・円滑な救済に資する」特例法の趣旨が没却される。基準案から「抽象的なおそれでは足りず」を削除し、末尾に「ただし、本特例法の趣旨に照らし、具体的なおそれないし高度の蓋然性までは必要ない」などと明記すべき。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合して判断することとなります。基準案では、当該「おそれ」が認められるには、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることを必要としておりますが、これは立法時の議論を踏まえ、基準案に盛り込んだものです。いずれにしても、所轄庁において、当該法人の財産状況を踏まえ、適切に判断していくこととなります。</p>
<p>39 財産の減少・移転、流動資産への換価等があった場合でも相当の理由があれば「隠匿・散逸のおそれ」と評価されないこと自体に反対ではない。ただし、相当の理由が存在するかについては、当該宗教法人の過去の活動実績等から当該財産処分行為の必要性を厳格に審査して判断しなければならず、この点も明記すべき。</p>	<p>「財産の隠匿・散逸のおそれ」については、当該対象法人が保有する財産の内容及び額、当該宗教法人における財産の処分、管理状況、その他被害者からの請求等への対応状況等を総合し、財産の隠匿・散逸のおそれにつき、一定の蓋然性があるかどうかを判断していくこととなります。御指摘の意見は、指定宗教法人の指定に際し、参考とさせていただきます。</p>

#### 4. 所轄庁が要件判断することが相当ではないとのご意見

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
40	特定被害者認定について、個々の被害者を認定しなくてもよいというのは、予想の下に動く危険がある。制限等かける以上しっかり認定する必要がある。被害者を認定するのも裁判所であり、専門外の所轄庁が行うのは、権力の乱用、誤りが起きやすく危険である。専門家である裁判所が判断すべき。	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的とし、所轄庁において、特例法第7条に基づく指定及び同法第12条に基づく特別指定を行うこととしているため、上記各指定に当たり、裁判所がその要件について判断することは想定されておらず、また、第7条に基づく指定に当たっても個々の被害者と特定することは、要求しておりません。</p> <p>上記各指定に当たっては、所轄庁が、適切に判断していくこととなります。</p>
41	被害者の認定をどのように行うのか。司法関係者等を含めた第三者委員会をつくって検討することが必要ではないか。	<p>特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的とし、所轄庁において、特例法第7条に基づく指定及び同法第13条に基づく特別指定を行うこととしているため、上記各指定に当たり、第三者委員会がその要件について判断することは想定されておられません。第7条に基づく指定に当たっても個々の被害者と特定することは、要求しておりません。</p> <p>上記各指定に当たっては、所轄庁が、適切に判断していくこととなります。</p>

#### 5. その他

	主なご意見概要	ご意見に対する考え方
42	財産目録等の閲覧により知り得た情報を目的外に使用等してはならない旨を定めた特例法第13条第2項の規定には、罰則がない。個人情報保護法第185条のような罰則規定を、基準案において、省令の扱いで設けるべき。	<p>罪刑法定主義の観点から、刑罰を定める場合には、法律により定める必要があり、御指摘のような罰則規定を本基準において定めることはできません。</p>
43	指定宗教法人及び特別指定宗教法人の決定に係る、宗教法人審議会の議事録を公開すべきです。信教の自由に関する審議をするからこそ宗教法人審議会が開催されるのであり、その審議内容の中立性、公平性を担保するためには、原則通り議事録を公開するべき。運用基準案には、これらの宗教法人審議会の議事録を公開する旨を記載した条項を追加するべき。	<p>宗教法人審議会の議事の公開に関する取扱いについては、宗教法人審議会においてお決めいただくべきものであり、基準案でこれを定めることはしておりません。</p>
44	いわゆる被害者と名乗る人たちからだけの一方的な情報に頼るのではなく、加害者のようにいわれてしまっている側の言い分にも耳を傾けることで、初めて公平性が担保されるのではないか。	<p>本基準案では、行政手続法に定める意見陳述のための手続を行うと定めており、対象宗教法人に反論の機会は与えられます。</p> <p>さらに、指定を行うに当たっては、特例法に基づき、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、決定することとなります。</p>

45	<p>基準案には、宗教法人側に反論反証の機会がない。宗教団体から意見を聴取する機会を設けるなど、意見聴取のプロセスを公開し、多様な視点からの意見を平等に考慮すべき。それらの意見を公開の上で判断を下すなど、公平性と客観性、透明性を担保する必要がある。</p>	<p>本基準案では、行政手続法に定める意見陳述のための手続を行うと定めており、対象宗教法人に反論の機会是与えられます。</p>
46	<p>一方の当事者である世界平和統一家庭連合の疑問・反問を提示する道が一切塞がれており、一方的な主張に影響されて、教団側に不利な運用が恣意的に行われるおそれが大きい。</p>	<p>本基準案では、行政手続法に定める意見陳述のための手続を行うと定めており、対象宗教法人に反論の機会是与えられます。また、特例法の運用については、基準案につき、意見公募手続を行っている上、指定を行うに当たっては、特例法に基づき、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、決定することとなり、恣意的な運用とならないような方策が講じられています。</p>

- ※ なお、上記のような指定基準案に対する直接のご意見のほかにも、
- ・ 特例法の制定プロセスや内容、制度そのものに問題があるとするご意見
  - ・ 旧統一教会に対して行われた解散命令請求が不当であるとするご意見
  - ・ 旧統一教会に対する指定は行うべきでないとするご意見や、この基準の下に迅速な対応を期待する旨のご意見など、
- 様々なご意見を数多くいただきました。